

令和2年12月16日

従業員の皆様へ

労働者の過半数代表者の選任について

株式会社共同システムサービスにおける労働者派遣法に基づく『労働者の過半数を代表する者』（以下、「従業員代表」という）を選出するにあたり、令和2年11月20日から12月15日の間で立候補者を募集いたしました。

立候補者 1名

所 属 株式会社共同システムサービス業務管理部

氏 名 相田瞳

従業員代表の役割

- ① 令和3年度・令和4年度労使協定の締結（労働者派遣法第30条の4）
- ② 会社との話し合い及び従業員への進捗報告・連絡調整

（立候補者の所信表明）

この度、労働者派遣法第30条の4による労使協定締結に際しての従業員代表に立候補いたしました、株式会社共同システムサービス業務管理部の相田瞳と申します。

派遣スタッフの皆さまのために会社としっかり議論していこうと考えておりますので、どうぞ選任同意をお願いいたします。

氏名 相田瞳



上記、立候補者につきまして、令和2年12月16日から令和3年1月31日までの間に、各事業所に立候補者に対する選任同意書を回覧いたします。

株式会社共同システムサービス  
業務管理部